

特定事業所加算の算定に要する「個別研修計画」の作成に係る留意事項について

居宅介護支援事業における特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

(老企第36号第三11(1))

銚子市では、当該加算の算定に要する介護支援専門員についての個別具体的な研修の計画（以下「個別研修計画」という。）の留意事項について本通知のとおり定めることといたしました。

居宅介護支援事業所におかれましては、当該加算の趣旨をご理解の上、留意事項を参考に研修計画を作成するようにしてください。

1. 個別研修計画について

(1) 個別研修計画の考え方

- ① 事業者は、特定事業所加算等の算定にかかわらず、運営基準で定められた介護支援専門員の資質向上のために研修の機会を確保する必要があります。（以下「通常の研修」という。）

特定事業所加算は、専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供する体制を確保するための加算項目であるため、通常の研修を行った上で、更にこの目的を達成するための研修及びそのための勤務体制の確保が求められています。

- ② 個別研修計画は、全ての介護支援専門員に対し、以下に沿った内容で作成、実施する必要があります。

ア 常勤・非常勤、専従・兼務の別を問わず、介護支援専門員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施する。

イ 従事者について個別具体的な「研修の目標」、「内容」、「研修期間」、「実施時期」を定める。

- ③ ②において、介護支援専門員各個人がどのような能力（知識、経験）を有しているかを把握し、事業所又は法人が当該研修計画の年度（以下「当該年度計画」という。）にどのような能力を習得させたいか、各個人が当該年度計画にどのような能力を習得したいかを勘案し、当該年度の目標を決定し、その目標を達成するための研修を企画し、いつ実施するかを定め、研修計画とします。また、当該年度計画では、介護支援専門員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制についても定めてください。

- ④ 管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じる必要があります。従って、達成状況の確認ができないような研修目標は、特定事業所加算の個別研修とは言えません。

(2) 研修の種類からみた個別研修計画の考え方

居宅介護支援事業所で行う研修には次の3種類があると考えます。

- ① 資格保有者が資格上必要とされる能力・知識を維持・向上させるための研修
- ② 業務上必要な能力・知識を向上させるための研修
- ③ 特定事業所加算のための研修

①の研修は、例えば、介護保険法が改正になり、改正内容を修得する等の研修です。

②の研修は、その業務を遂行する上で最低限必要な能力・知識を修得するための研修（その法人若しくは事業所が求める能力・知識レベルに到達させる研修を含む）、例えば、管理職研修等です。

③の特定事業所加算の研修はこれらの研修とは異なり、(1)に記載したとおり、専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することを目的とした体制を確保するための研修です。言葉を換えると、通常サービスの提供をする場合は、そこまで必要ないが、より良いサービス提供をするための研修とも言えます。

(3) 「個別研修計画」作成にあたっての具体的な留意事項

- ① “〇〇の理解”、“〇〇の基礎”、“〇〇について”などは、資格取得時の学習範囲と重なっており、特定事業所加算の趣旨と合致していることが読み取れない場合があります。専門性を高めるために何をどのレベルまで向上させたいか、明確にしてください。また、基本理念や基礎的な部分の復習、接遇研修など社会人として広く一般的なマナーを身につけるものなどは、通常の研修として行うべきものと考えます。
- ② “介護保険法の改正について”“倫理について”などは、職務を行う上で当然必要となるものであり、本加算の趣旨には合致しないと考えます。
- ③ “〇〇事例検討会の出席”などは、各サービス従事者の個別具体的な目標に合致するか不明です。(1)②及び③の内容を満たしているか、検討をお願いします。
例えば、“△△を学ぶための事例検討会”など、その研修に参加する主旨を明確にしてください。
- ④ 目標についても、達成状況の確認の観点から、明確かつ客観的に評価できる目標を設定してください。
- ⑤ 特定事業所加算の個別研修は、加算の趣旨及び要件を踏まえていれば、年に1つ以上のテーマについて研修を実施すれば足りませんが、例えば研修が半日や1日で終わってしまうような研修項目は、加算の主旨に合致しないと考えます。

(4) 研修計画の作成時期について

新たに加算を算定するにあたっては、加算取得の届出を行うまでに、加算開始月から当年度末までの計画を策定してください。

また、次年度以降も加算を継続する場合は、少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画

を定めておく必要があります。

注) 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚労告第95号）の居宅介護支援では、“研修を実施していること”としていますが、“実施又は予定していること”と理解してください。

2. 本留意事項の根拠について

番号	名称
老企第22号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
厚告第20号	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に係る基準
厚労告第95号	厚生労働大臣が定める基準
老企第36号	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

特定事業所加算の研修計画及び会議に係る規定

サービス	居宅介護支援事業
規定通知	老企第 36 号 第三 11 (3)
研修 の 要件	<p>⑥ (6) 関係</p> <p>「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。</p> <p>なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。</p> <p>⑩ (11) 関係</p> <p>協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入れが可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって掲示できるようにすること。</p> <p>なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。</p>
会議 の 要件	<p>③ (3) 関係</p> <p>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方法 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (4) 保険医療及び福祉に関する諸制度 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (7) その他必要な事項 <p>イ 議事については、記録を作成し、二年間保存しなければならないこと</p> <p>ウ 「定期的」とは、おおむね週一回以上であること</p> <p>また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>

(参考様式)

年度 ○○居宅介護支援事業所研修計画

作成日 _____ 年 月 日

名前 (経験年数)	個人目標	研修目標・研修内容・実施時期等		備考
		内部研修	外部研修	

- ※1 研修計画には、介護支援専門員について、①個別具体的な研修の目標、②内容、③研修期間、④実施時期等を定めなければなりません。
- ※2 研修計画は、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。
- ※3 本様式は参考様式ですので、法人や事業所等で作成した研修計画等があれば、そちらを使用させていただいて差し支えありません。ただし、法人等で作成した研修計画等に※1の①～④の事項が記載されていない場合は、個人目標一覧、研修スケジュール等を補足添付してください。
- ※4 集団指導講習会・介護支援専門員の更新研修等は、特定事業所加算を算定する上において、介護支援専門員の資質向上のための研修体系として組み入れることは妥当ではありません。

記入例

(参考様式)

△△年度 ○○居宅介護支援事業所研修計画

作成日 令和△△年○○月××日

介護支援専門員（管理者兼介護支援専門員を含む。）
ごとに目標を設定した上で計画を定め、研修を実施する必要があります。

個人目標を達成するために必要な研修内容とすること。

名前 (経験年数)	個人目標	研修目標・研修内容・実施時期等		備考
		内部研修	外部研修	
千葉 太郎 (経験年数 : 10年)	・主任介護支援専門員として、事例検討会等を通して、困難事例等に対する適切な対応方法を他の介護支援専門員に指導・助言できるようにする。	・事例検討会 (事業所内、令和△△年5月・12月・令和△△年3月)	・スーパーバイザー研修 介護業務におけるスーパービジョンについて学ぶ。 (○○協会、令和△△年7月)	主任介護支援専門員
銚子 花子 (経験年数 : 8年)	・地域包括ケアシステムについて学び、介護支援専門員の役割分担や課題等について考え、多職種の連携に役立てるようにする。 ・神経難病等に対する知識を深め、重度疾患をもつ利用者への対応について学ぶ。	・事例検討会 (事業所内、令和△△年5月・12月・令和△△年3月) ・ケアマネジメントプロセスの理解：外部講師○○先生 (事業所内、令和△△年7月・令和△△年1月)	・地域包括ケア研修 地域包括ケアシステムの構築に向け、介護支援専門員の役割を明確化し、共有する。 (○○地域包括支援センター、令和△△年9月) ・神経難病医療従事者研修 神経難病患者支援におけるコミュニケーションの必要性と方法を学ぶ。(○○病院、令和△△年5月)	
旭 次郎 (経験年数 : 5年)	・医療依存度の高い利用者が在宅復帰する際における、多職種連携について学ぶ。 ・地域資源の活用について学び、居宅サービス計画作成等に役立てる。	・事例検討会 (事業所内、令和△△年5月・12月・令和△△年3月) ・ケアマネジメントプロセスの理解：外部講師○○先生 (事業所内、令和△△年7月・令和△△年1月)	・医療と介護の連携研修会 医療依存度の高い利用者への退院後の支援について、事例を通して多職種連携を考える。(○○連絡会、令和△△年6月) ・○○市介護支援専門員研修 地域資源を活用し、事業者との連携や地域における他職種との連携に貢献したケアマネジメントを実践することを目的とする。(○○市、令和△△年12月)	
香取 知子 (経験年数 : 1年)	・認知症高齢者に対する介護技術についての理解を深める。 ・対人援助技術を向上させ、利用者自身から課題等を読み解く技術を身につける。	・事例検討会 (事業所内、令和△△年5月・12月・令和△△年3月) ・相談援助技術研修 相談援助技術の向上を図り、適切な課題把握を行えるようにする。 (法人本社 令和△△年4月・10月、令和△△年2月) ・ケアマネジメントプロセスの理解：外部講師○○先生 (事業所内、令和△△年7月・令和△△年1月)	・認知症高齢者の理解について 認知症介護に必要な医学的知識を習得し、「利用者本位の視点」を理解する。 (○○協会、令和△△年8月)	

- ※1 研修計画には、介護支援専門員について、①個別具体的な研修の目標、②内容、③研修期間、④実施時期等を定めなければなりません。
- ※2 研修計画は、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。
- ※3 本様式は参考様式ですので、法人や事業所等で作成した研修計画等があれば、そちらを使用してください。ただし、法人等で作成した研修計画等に※1の①～④の事項が記載されていない場合は、個人目標一覧、研修スケジュール等を補足添付してください。
- ※4 集団指導講習会・介護支援専門員の更新研修等は、特定事業所加算を算定する上において、介護支援専門員の資質向上のための研修体系として組み入れることは妥当ではありません。